

学校における働き方改革の 取組状況について

文部科学省



文部科学省

勤務実態の現状と分析①

○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない) 平成18年度 ■平成28年度



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、勤務時間が増加している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加
(平日:7分、土日:1時間3分)

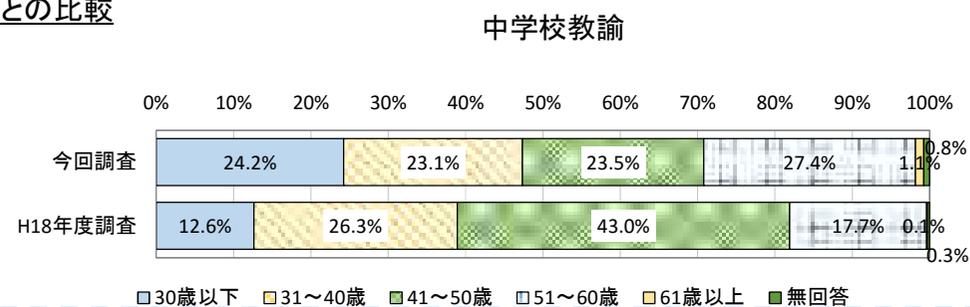
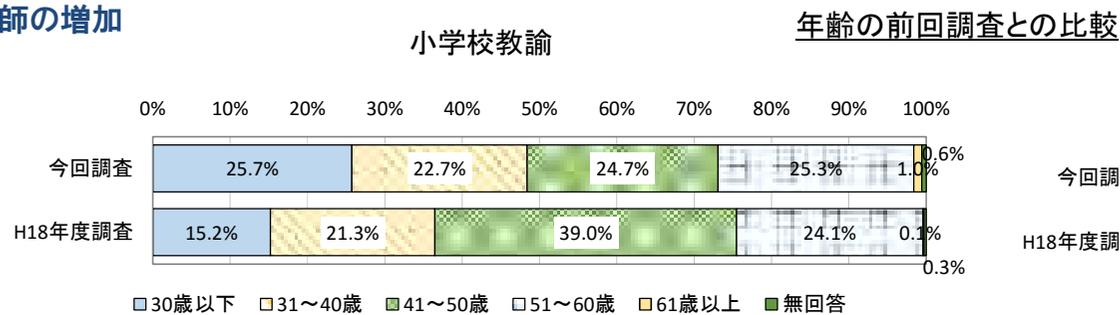
○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

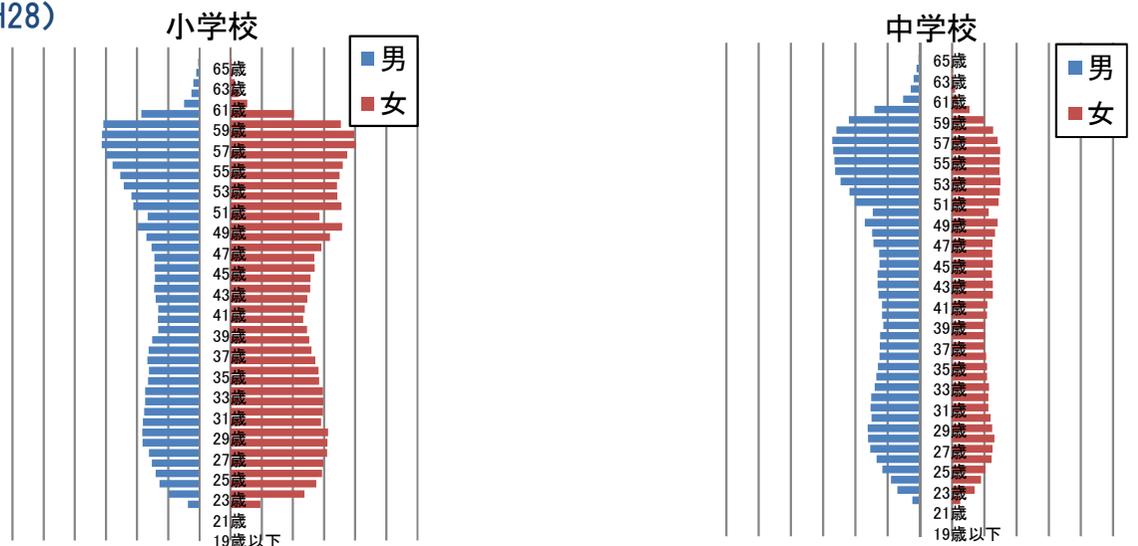
土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07			0:03		
授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00			0:00		
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

勤務実態の現状と分析②

○若手教師の増加



○教師の年齢構成(H28)



出典：平成28年学校教員統計

平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31年1月 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめ

- 第1章 学校における働き方改革の目的
- 第2章 教員の勤務の長時間化の現状と要因
- 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意欲した働き方の促進
- 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- 第5章 学校の組織運営体制の在り方
- 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度
- 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- 第8章 改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について①

学校における働き方改革の目的<第1章>

学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進<第3章>

- 労働安全衛生法の改正を踏まえ、勤務時間管理を徹底。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定、その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の始点とする。
- ストレスチェックや産業医への相談等、労働安全衛生管理体制の整備を徹底。人事評価や学校評価を通じ、教職員一人一人の意識改革を進める。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(平成31年1月25日文部科学省策定)

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする(所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く)。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。

○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について②

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

- これまで学校が担ってきた業務について、仕分けを実施。(右表の通り)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するかの決断。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

学校における働き方改革の諸施策の実施による在校等時間の縮減の目安の例

【小学校】

○登校時間等の見直しによる出勤時刻の適正化

→ 平日45分 × 約200日(長期休業を除く平日) : **年間約150時間**

(※)小学校における一般的な正規の勤務開始時刻 8:15

教員勤務実態調査(平成28年度)の平均出勤時刻 7:30 → 差:45分

【中学校】

○中学校の部活動指導の適正化

①部活動ガイドラインで示された活動時間等の遵守

(学期中:平日1日・休日1日の休養日)

→ 平日41分 × 43週(52週－長期休業9週) : 年間約30時間

休日2時間9分 × 43週(52週－長期休業9週) : 年間約90時間

合計:年間約120時間

○統合型校務支援システムの活用による成績処理等に係る負担軽減

→ 平日30分 × 約245日(勤務日) : **年間約120時間**

(※)北海道の事例によると、年間平均換算116.9時間 1日あたり29分の軽減

②部活動指導員等の外部人材の活用

(学期中:平日1日・休日1日,長期休業中:20日)

→ 学期中:年間約120時間 + 長期休業中:20日 × 2時間9分

:年間約160時間

(※)長期休業中の時間を教員勤務実態調査(平成28年度)の土日の中学校の部活動2時間9分と仮定

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について③

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

- 業務の明確化・適正化を確実に推進するため、
 - ・ 文部科学省は、条件整備とともに、
 - ①学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出、
 - ②関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底、
 - ③市町村単位の在校等時間の公表など業務改善が自走する仕組みの確立、
 - ④学校に新たに業務を求める場合のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、などの責任を確実に果たす。
 - ・ 教育委員会は、新たに学校に業務が生じる場合について、スクラップ・アンド・ビルドの観点から仕分けを実施。
 - ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減
 - (例)夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備等
 - ・ 学校が担ってきた業務の見直しに当たっては、安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を踏まえる必要。



○答申を踏まえ、学校における働き方改革を強力に推進するため、平成31年1月25日に大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置。

推進本部において、文部科学大臣メッセージを公表。

○学校関係者や保護者・地域の方々など社会全体に向けて、「学校の働き方改革」の趣旨・目的等を広く知って頂くため、公式プロモーション動画を制作し、平成31年3月8日に公開。

(公開後5日間で1万回以上、公開後1か月で1.8万回以上、視聴)

○また、校長等が適切に勤務時間管理を行えるよう、その基本となる関係法令や「上限ガイドライン」等について、文部科学省担当職員が分かりやすく解説する動画を公開。

○その他、政府広報を活用し、学校における働き方改革に関する学校の取組等を紹介。



答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について④

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

○ 上記の方策の実施のためには環境整備が必要。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。



文部科学省として、以下の通り環境整備を推進【令和元年度予算】

◆学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

● 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—

- ▶ 小学校専科指導の充実（英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応）） . . . +1,000人
- ▶ 中学校生徒指導体制の強化 . . . +50人

● 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . +30人
- ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 . . . +30人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+1,456人の改善。

※ 平成29年3月の義務標準法改正により、通級指導や外国人児童生徒に対する日本語指導教育等のための加配定数について、基礎定数化。

通級による指導に係る教員定数 児童生徒13人に対し教員1人（現状16.5対1）
外国人児童生徒等教育に係る教員定数 児童生徒18人に対し教員1人（現状21.5対1）

◆教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 . . . 64.6億円【SC:27,500校(+800校)】【SSW:10,000人(+2,500人)】
- スクール・サポート・スタッフの配置 . . . 14.4億円【3,600人(+600人)】
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- 中学校における部活動指導員の配置 . . . 10.1億円【9,000人(+4,500人)】
- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置促進 . . . 31億円【7,700人】
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 . . . 0.1億円

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑤

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

- 今後引き続き、教育課程の在り方、教員免許制度の改善、新時代の学びにおける先端技術の活用、小規模校の在り方等について検討が必要。



- こうした提言も踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問。

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項(概要)

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑥

改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ<第8章>

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査(平成28年度)と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革<第6章>

○ 給特法の今後の在り方

- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- ・ したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・ なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ中長期的な課題として検討すべき。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- ・ 導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき。

- 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について、給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

…我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。